

# 国際知財司法 シンポジウム 2017

平成29年10月30日から11月1日までの3日間、弁護士会館クレオにて、「国際知財司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」が開催されました。



【登壇者の集合写真】

本シンポジウムは、知的財産紛争の解決に関する各国の法制度や課題に対する理解・共通認識を醸成することなどを目的に、最高裁判所、知的財産高等裁判所、法務省、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットが共催し、中国、韓国及びASEAN諸国の合計12か国から裁判官及び弁護士を招いて行われました。

1日目の模擬裁判では、特許権の侵害訴訟における証拠収集手続を題材として、日中韓シンガポールの裁判官及び弁護士が審理の様態を実演しました。同一の事実に基づきながらも証拠の採否の判断が国によって異なるなど、各国の法制度や課題を比較検討することができ、非常に興味深いものとなりました。

2日目には、ASEAN各国の裁判官による商標の事例についてのパネルディスカッション、海外調査研究事業に関する発表、3

日目には、アジアにおけるビジネスと知的財産紛争をテーマとする講演、全参加国による特許や商標についてのパネルディスカッションが行われました。

活発な議論を通じて、アジア全体の紛争処理能力の向上に大きく貢献する大変有意義な機会となりました。

また、3日間を通じて延べ約1300人の参加があり、知財司法に対する関心の高さがうかがわれました。



【模擬裁判の様子】